

対米規制改革要望の趣旨

2001年6月に日米首脳間の合意により設立された「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下、日米両国はこれまで、両国経済の更なる発展のため、相互に規制と競争政策に関する問題点を指摘し合い、議論した上で、建設的な対策をとるための努力を続けてきた。

1年目から4年目までの双方向の対話は、日米両国の規制・制度面での問題を明らかにし、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善を図る上で成果をあげてきた。

日米規制改革イニシアティブの5年目の対話を開始するにあたり、我が国は、米国に対し、以下のような規制改革に関する要望を行うこととした。

自由貿易と競争促進のために：

米国の制度の中には、不適切なダンピング防止措置や米国船舶に対する巨額の補助金など、自由貿易の理念にそぐわないもの、公正な競争を阻害しかねないものがあり、これらの制度は、日本企業に不当な負担を課すとともに、米国経済の効率性を損ねており、その撤廃・改善を求める。

特に、バード修正条項をはじめ、WTO協定違反が確定しながら米国がその是正のための措置を講じていない各種貿易措置については、WTOを中心とする多角的貿易体制に対する信頼にも否定的影響を与えるものであり、速やかな対応を求める。

日米間の円滑な経済的・人的交流のために：

テロ対策の重要性については理解するが、米国内での査証更新手続きの中止や貨物情報の事前提出義務など、テロ対策強化のための領事分野や流通分野における米国政府による一連の規制強化は、日本企業による米国における経済活動や、日本国民の米国訪問・滞在を過度に阻害しかねない。日米両国の友好関係に鑑み、安全保障上の要請は日米間の円滑な通商関係・人的交流と両立されるべきであり、領事分野や流通分野における関連措置を合理的なものとするよう求める。

国際的に活動する日本企業のビジネス環境改善のために：

米国の規制や制度の中には、独特の特許制度や度量衡（ヤード・ポンド法）など、国際標準にそぐわないものや、保険、電気通信、建設分野などで、州毎に基準・規則が異なるものがあり、米国で活動する日本企業に不要な負担を生じさせている。また、第三国への投資に関する制裁法や海運分野における制裁・規則などの一方的措置は、日本企業に追加的な負担を生じさせ、または事業の予見可能性を損なうことにより企業活動を妨げている。国際的に活動する日本企業の負担を軽減すべく、これらの規制・制度を改善するよう求める。